

リノベーションスクール等イベント参加規約

本規約は、リノベーションスクール、まちのトレジャーハンティングまたはリノベーションまちづくり関連イベント（以下「本件イベント」といいます。）の申込みおよび受講に関する、受講希望者及び受講者（以下「受講者等」といいます。）と株式会社リノベリング（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を定めるものです。本件イベントの申込みにあたっては、事前に本規約に同意いただく必要があります。

第1条（本件イベントの主催者）

1. 本件イベントは、当社が主催する場合と各自治体又は企業（以下「自治体等」といいます。）が主催する場合があります。
2. 当社が本件イベントを主催する場合は、当社が第2条第1項の承認を行なった時点で、受講者と当社を当事者として、本件イベントの受講に関する契約（以下「受講契約」といいます。）が成立します。
3. 各自治体等が本件イベントを主催する場合は、本件イベントの主催者である自治体等が第2条第1項の承認を行なった時点で受講者と各自治体等を当事者として受講契約が成立します。なお、この場合、当社は主催者である自治体等から委託を受けて本件イベントの運営等の業務の一部（本件イベントの申込みに関する業務を含みます。）を実施することがあります。
4. 受講者は、本件イベントの受講にあたり、当社、当社の委託を受けて本件イベントの運営を行う者又はその他の本件イベントの主催者の指示に従うものとします。

第2条（受講登録）

1. 本件イベントの受講を希望する者（以下「受講希望者」といいます。）は、当社の定める手続に従い受講申請を行い、当社その他の本件イベントの主催者が承認した場合、本件イベント主催者と受講希望者の間で受講契約が成立し、受講者となることができます。なお、当社その他の本件イベント主催者は、本件イベントの受講可能人数その他の条件に従って受講希望者の選考を行うことがあります。
2. 受講希望者は、前項の受講の申請をするにあたっては、あらかじめ本規約等に有効かつ取消不能な同意をする必要があります。
3. 当社その他の本件イベント主催者は、受講者等に以下のいずれかに該当すると判断した場合、受講の申請を承認せず、また承認後であっても承認を取り消すことができる（承認を取り消された場合、本件イベントの受講資格を喪失するものとします。）ものとし、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

(1)申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

(2)本規約に違反したことがある者からの申請である場合

(3)未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

(4)反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合

(5)本規約に違反した場合

(6)その他、当社が受講者等として適切ではないと判断する事由が生じた場合

第3条（禁止事項）

受講者等は、以下の行為を行ってはなりません。

(1) 公序良俗に違反する行為、法令その他これに類する規則又は命令等に違反する行為、犯罪行為に関連する行為またはそのおそれのある行為

(2) 本件イベントの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 他の受講生に関する個人情報等を収集する行為、スクールの運営主体若しくは他の受講生の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為、営利を目的とする行為、他の受講生に不快感を与える行為、宗教活動への勧誘行為

(4) 本件イベントの目的に沿わない行為

(5) その他、当社又は本件イベントの主催者が本件イベントの運営のために不適切と判断する行為

第4条（受講過程で作成した資料等の取扱い）

1. 受講者は、本件イベントの受講過程において作成したプレゼンテーション資料並びに当該資料に含まれるアイデア、写真、動画、ロゴ、図面、イメージ等及びこれらの加工済みデーター式（以下「資料等」といいます。）について、本件イベントにおいて提供されるレクチャー等に通じて作成されるものであることに鑑み、資料等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、意匠権、商標権、特許権、実用新案権（これらの権利を取得し又は登録出願する権利を含みます。）その他一切の権利を、当社に対し無償で譲渡するものとします。但し、当社は、受講者がリノベーションまちづくりの推進を目的として資料等を使用することを希望する場合、受講者からの事前の申し出を受けた上で、当該受講者に対して資料等の使用を許諾することができます。
2. 受講者は、資料等に関して、合理的な理由がない限り、当社又は当社から当該資料等の利用の許諾を受けた者に対し、著作者人格権行使しないものとします。
3. 受講者は、資料等が第三者の著作権を含む一切の権利を侵害しないことを保証します。

第5条（受講中の撮影）

受講者は、当社又は当社の許諾を得た者が、本件イベントの記録又は広報目的で本件イベントの実施模様を、受講者の肖像・音声・発言内容等を一部に含む形で写真撮影又は動画撮影をすること及び当該撮影された写真又は動画を、保存し、及び当社の運営するウェブサイトその他の媒体で本件イベントの紹介目的で公表することについて、予め同意します。

第6条（損害賠償）

本件イベントに関連して当社または第三者に発生した損害で、受講者等の責めに帰すべき理由により生じたものにおいては、受講者等が当該損害を賠償する義務を負います。

第7条（保証の否認及び免責）

1. 受講者等は、本件イベントの名称、内容、講師その他の事項は、事前に予告することなく変更される場合があることをあらかじめ承諾します。
2. 当社その他の本件イベント主催者は、本件イベントの内容及び受講結果に関する安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、法令適合性、権利非侵害性その他の事項について、明示的にも黙示的にも何ら保証するものではありません。
3. 当社は、本件イベントに関連して受講者等に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、本件イベントに関する当社と受講者等との間の契約（本規約、受講契約等を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
4. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について責任を負わず、また当該損害に関連して受領した本件イベントの受講料の額を損害賠償額の上限とします（本件イベントの受講料が無料の場合には、1,000円を上限とします。）
5. 当社は、受講者等と当社以外の本件イベント主催者、他の受講者その他の第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

1. 受講者等は、当社の書面による事前の承諾なく、契約（受講契約、本規約等を含みます。）上の地位または当該契約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。
2. 当社は、本件イベントにかかる事業を第三者に譲渡した場合、または会社分割、合併等の組織再編があった場合は、受講者等と当社との間の契約（本規約等を含みます。）上の地位および受講者等が本件イベントの受講申請または受講に当たって当社に提供した情報を当該第三者に譲渡することができるものとし、受講者等は、あらかじめ同意します。

第9条（紛争解決）

- 1.本規約、受講契約その他の本件イベントに関連する契約の準拠法は、日本法とします。
- 2.本件イベント又は本規約に関して紛争が発生した場合は、協議により解決するよう努めるものとし、協議が整わない場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2016年12月1日制定

2020年4月1日改定

2020年6月11日改定

2023年8月22日改定